

# 農業委員会だより

\*\*\* 育てよう、農業後継者! \*\*\*

〈編集・発行〉  
瑞穂町農業委員会  
〒190-1292  
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335  
☎042-557-7630(直)



## 産業まつりで展示した宝船

第52回瑞穂町産業まつりが11月8日、9日に開催されました。去年に引き続き農畜産物直売所運営委員会が宝船の展示を行ったほか、農業委員会は焼き芋販売や宝分け（宝船の野菜の配布）を行い、会場の盛り上げに一役買いました。

## 農業機械の盗難にご注意ください！

農業機械の盗難が町内でも報告されています。大切な機械を守るための盗難防止対策をご紹介します。

### 3つの盗難防止対策

- ・ 農地において帰らない
- ・ エンジンキーを必ず抜く
- ・ 鍵のかかる場所に保管

- ・ 被害場所は約3割が農地です。また、被害者の約4割が機械に鍵がついている状態で被害にあっています。
- ・ 農業機械の盗難被害は、3～4月に増加傾向にあるため、春先は特に注意が必要となります。

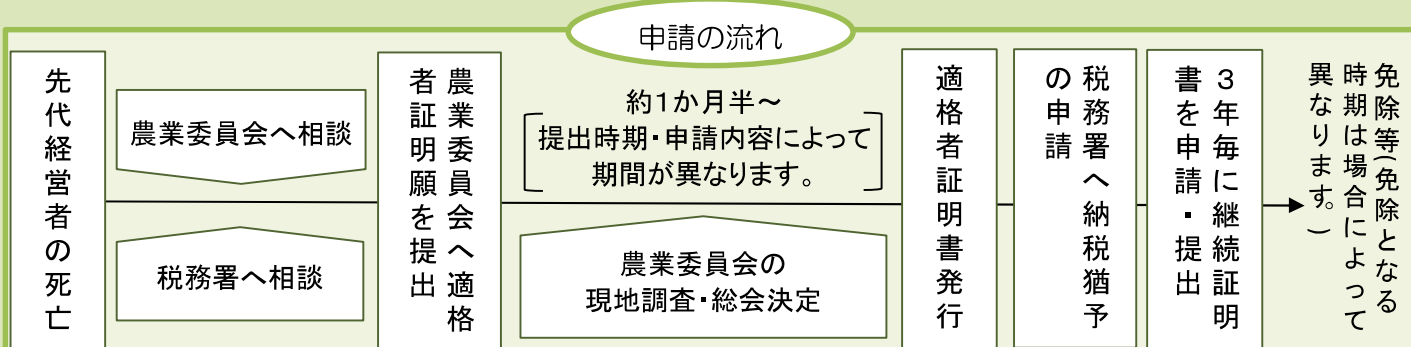


**STOP！農業機械の盗難被害！！**  
**営農に不可欠な機械を守りましょう！！**



## 農地等についての相続税の納税猶予の紹介

農地等の納税猶予制度は農業経営を継続するために受けられる特例制度です。特例を受けた農地の相続税のうち、**農業投資価格**を除いた額の納税が猶予されます。



## ！納税猶予を受ける際の注意！

次の場合には納税猶予が打ち切れ、利子税とともに納付をしなければならない可能性があります。

- ① 農業経営を廃止したとき
- ② 適用農地の売渡し、譲渡、貸付けをしたとき
- ③ 宅地等へ転用したとき
- ④ 耕作放棄地になっているとき

・ 例外もあります。詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

※ **農業投資価格**：農地等本来の価格として、国税局長が決定した価格。国税庁ホームページで確認できます。

## 農地を売った場合の譲渡所得の特別控除制度 （800万円特別控除）をご紹介します！

- ・ 農地を譲渡した場合は、所得税、住民税が課せられますが、控除制度を利用することで税の控除を受けられます！
- ・ 農用地区域内の農地については、中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画等により譲渡した場合には800万円の特別控除が認められます。



### 譲渡所得税の計算

譲渡所得金額＝譲渡による収入金額－(取得費－譲渡費用)－特別控除額

税額＝譲渡所得金額×(所得税15%＋住民税5%)

例：収入金額が600万円（取得費と譲渡費用は無しとします）の場合、譲渡所得金額が－200万円となり税率を乗じても税額が0円となります！

**農地の譲渡を検討している方、詳しい制度を知りたい方は農業委員会事務局へご連絡ください！**

# 農業委員会活動

農業委員会で行っている活動の一部をご紹介します。

## 不耕作農地解消事業

令和7年度は元狭山地区で、不耕作地を農業委員会が借り受けサツマイモの栽培を実施しました。作付けから収穫までを行い、収穫したサツマイモは産業まつりで焼き芋として販売しました。



除草作業



収穫



## 産業まつり

産業まつりにて焼き芋の販売、サツマイモの詰め放題を実施しました。販売したお客さまから美味しかったと嬉しい感想をいただきました。



## 意見書の提出

瑞穂町農業委員会から瑞穂町長へ生産緑地の導入や農業振興地域整備計画の変更など今後の農業施策に関する意見を取りまとめ提出しました。



## 農業委員会の改選について

令和8年は農業委員会の改選の年であり、同時に農地利用最適化推進委員も改選されます。推薦及び公募を実施しますので、以下のスケジュールをご参考ください。ご協力をお願いいたします。

年	月 日	内容
令和8年	1月26日～ 3月6日	農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び公募の実施 (推薦を受けるもの・応募したものの情報の公開、中間及び最終)
	4月上旬	候補者評価委員会にて審査
		農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の確定
	6月上旬	農業委員会委員の選任議案を上程、議会の同意
	7月21日	町長による農業委員会委員の任命
農業委員会による農地利用最適化推進委員の委嘱		

## 農業委員会HP

瑞穂町農業委員会の  
総会議事録など、  
活動を紹介していま  
す！



<https://www.town.mizuho.to/kyo.jp/tyosei/019/001/index.html>

## ～認定農業者を紹介します～



中西英夫さん  
(箱根ヶ崎地区)

写真右が英夫さん、写真左  
が奥様の三知代さんです！

## 全国農業新聞のご紹介



- 週刊
- 毎週金曜日発行
- 購読料 月 700円  
年間 8,400円

農業者の視点で編集発行している農家の  
ための新聞です。申込みは農業委員会へ

## 農業者年金に加入しませんか

### 農業者年金の特長・メリット

- 20歳以上65歳未満の国民年金  
1号被保険者、年間60日以上農業  
に従事している方やその配偶者・後  
継者が加入できます。
- 保険料の額が自由に決められます。  
(月2万円～6万7千円の間で千円  
単位、下限は例外規定あり)
- 終身年金で80歳までの保証付きで  
す。
- 税制面の優遇措置があります。
- 担い手を対象に保険料の国庫補助  
があります。

Q. 現在の営農状況を教えてください！

A. 経営面積は約5反です。主力作物としてブドウを栽培し、栽培したブドウは、直売所での販売と個人に対しての直販をしています。

Q. ブドウを始めたきっかけは何ですか？

A. シャインマスカットを食べたときにその味に感動して、自分でもやりたいと考えるようになりました。また、幼い孫たちにも安全で安心して美味しいブドウを食べさせたいと考えていたので、減農薬や有機堆肥によるブドウを栽培することにしました。

Q. 認定農業者になった理由はありますか？

A. ブドウは高い需要があり将来的にも収益増加が見込めるため、栽培施設の整備をしたいと考え、様々な資金援助を受けることができる認定農業者になることに決めました。

Q. 認定農業者となってどのようなことに制度を活用しましたか？

A. 雨よけハウスの設置や自動灌水設備を整えました。今までは手作業で灌水作業を行っていましたが、機械化・自動化することでブドウの品質も上がり、農地を管理するための労力の低減にもつながりました。

Q. 将来やりたいことや、計画などはありますか？

A. 栽培しているブドウは完熟した状態での出荷をしているため、大量生産をするより、さらにブドウの品質を向上させたいです。また、価格競争で負けないように品質や商品力の向上に努めるとともに様々な品種のブドウの生産も行う予定です。将来的にはジュレやジャムなど加工品の販売にも興味をもっています。

Q. 最後にひとこと！

A. 現在は10種類くらいのブドウを栽培していて今年も8月中旬から9月下旬くらいまで、時期に応じたブドウを直売所で販売する予定です。人気の高いシャインマスカットだけでなく新しい品種にもチャレンジしていますので、販売時期をお楽しみにお待ちください。

## 会長挨拶

昨年は地域計画の策定に伴いご協力をいただき、策定に至りありがとうございました。この10年後を見据えた計画は、農地の集約を目的としています。農家、地域の活性化に結び付くように、更新を重ねていく必要があります。今年も農業に携わる、多くの皆様の声を反映する、元気な農業委員会活動をいたします。ご要望ご意見をお寄せください。

農業委員会 会長 上野 勝

## 編集後記

近年、農業従事者の高齢化や後継者不在による遊休農地の増加が課題となっています。瑞穂町も例外でない状況です。

農業委員会では各種活動として、農地パトロールを実施し管理が行き届かない、農地を確認して地主さんへ適正管理をお願いしています。また、町民の皆様にも農業を身近に感じてもらうため各種イベントを企画予定していますので、ぜひご参加いただければ幸いです。

皆様には今後も、農業委員会活動にご理解ご協力をお願いいたします。

編集委員 榎本 雄一 青木 一幸 村山 正信  
細淵 日出夫 吉岡 昭夫